

# 2015年 春号 仙台市

# 農政だより



発行 仙台市経済局農林部(農政企画課、東部農業復興室、農業振興課、農林土木課)  
〒980-8671 青葉区国分町3丁目7-1 電話 022-214-8265(農政企画課) FAX 022-214-8338  
ホームページ [http://www.city.sendai.jp/business/d/keizai\\_03.html](http://www.city.sendai.jp/business/d/keizai_03.html)  
Eメール kei008110@city.sendai.jp(農政企画課)

## 平成27年度の農業関連重点施策の概要

「震災復興期間における本市農業施策の方向性」の4つの柱の考え方と平成27年度における主な事業についてご紹介します。

これらの事業を推進し、市域全体で食料自給力の向上及び安全で安心な食料供給を目指していきま

### 農業所得の向上

仙台産農産物の需要拡大と高付加価値化により、農家の所得向上と地域の活性化を図ります。

#### ●農商工連携推進

農業者と商工業者のもつ資源や技術等を有効活用した高付加価値商品・サービスの開発や販路の拡大等を支援します。

#### ●6次産業化人材育成

6次産業化を進めるため、講座の開催や専門家派遣による人材育成を行います。

### 生産基盤の確保と農地の有効利用

仙台東部地区のほ場整備事業等の生産基盤確保を進めることにより農地の有効利用を目指します。

#### ●農業基盤の整備

農業生産の効率化を図るため、必要となる農地・農業用施設の計画的な整備を進めます。

#### ●長寿命化計画に向けた取組

用排水路などの農業用施設の長寿命化計画の策定に向けた取組を進めます。

### 多様な担い手の育成

認定農業者や集落による営農組織等、様々な農業者の営農を支援し、担い手の確保と定着を図ります。

#### ●農業担い手育成

地域農業の中心的な役割を担う人材育成を行うとともに、新

規就農者への相談支援体制を充実させます。

#### ●水田農業活性化

収益性の高い水田農業を確立するため、中間管理事業等を用いた農地集積を推進するとともに、米の計画的な生産を推進するため、経営所得安定対策の円滑な実施を図ります。

### 多面的機能の維持

地域の特色を活かした取組を進めることにより、農業農村の恵みの維持・発揮を目指します。

#### ●日本型直接支払

農業の多面的機能や農村環境を維持するための活動などにより、農地保全を推進します。

#### ●農作物有害鳥獣対策

イノシシ等による農作物被害の軽減を図るため、電気柵等による効果的な自主防除対策を推進します。

# 大沼太陽光発電所が稼働しました

仙台東部地区は、東日本大震災により、津波の被害を受けたため、基幹水利施設である4つの排水機場（高砂南部排水機場、大堀排水機場、二郷堀排水機場、藤塚排水機場）が全壊しました。施設復旧にあたって、約50cmの地盤沈下に対応するために、排水機場の排水能力を約2倍に



完成した大沼太陽光発電所

する整備工事を行っています。今回の太陽光発電所は、新排水機場の本格稼働により増高する電気料や燃料代等の維持管理費に売電収入を充当するために建設し、4月1日より稼働しました。

若林区の大沼水辺の広場の敷地7,000㎡に、太陽光パネル約2,000枚を設置し、年間約56万kwhの電気を発電します。これは、一般家庭約150世帯分の年間消費電力量に相当するものです。発電所入口には、発電状況の表示システムを設置し、今後は環境教育や仙台東部地区の農業復興のシンボルとして、小中学校の環境教育や関係団体等の視察受け入れ等を行う予定です。

【農林土木課整備係

214・8268】

【東部農業復興室復興支援係

214・7327】

# 6次産業化法に基づいた総合化事業計画の認定状況

若林区大和町の「株式会社荒浜アグリパートナーズ」が総合化事業計画を農林水産省へ申請し、平成27年2月に認定を受けました。これにより、市内での同認定は計8件となっています（平成27年3月31日現在）。

今回認定を受けた同社の事業計画は、直営の直売所兼加工所を拠点とし、自社農産物の加工・販売事業を行うものです。



認定証の交付式

計画が認定されると、加工施設整備に対する補助事業の活用や融資資金の償還期限・措置期限の延長などのメリットがあり

ます。加工事業の拡充等をご検討の方は、総合化事業計画の申請についてご相談ください。

【農業振興課農商工連携推進室

214・8266】

# 『六郷ライスセンター』が完成しました！



六郷ライスセンター

市が復興交付金を活用し建設していた六郷ライスセンターが3月末に完成しました。

このセンターは、東日本大震災の津波被害により、農業施設の多くが使えなくなった若林区井土・種次・藤塚地区の営農拠点施設として稼働する予定です。

【東部農業復興室復興支援係

214・7327】

# 農業サポーターを利用してみませんか

「みのりの会」より

「みのりの会」は仙台市農業サポーター養成講座「せんだい農業校」で農業の基礎を学び、現場実習を重ねた者で組織しています。昨年修了した11期生14名を加え、男性57名、女性22名の会員が、農業者の皆様からの依頼を受け、農作業のサポート活動を行っています。



農業サポート活動の様子(じゃがいもの収穫)

主な活動内容は、

- ・ 堆肥づくり、堆肥散布
- ・ 野菜の播種、定植、トンネル掛け、草取り、収穫、出荷調整、袋詰め作業、果菜類の剪定、摘心
- ・ 花の収穫、調製、ラッピン
- ・ グ作業

・ 水稲播種、田植、堀払い、けい畔の刈り払い、稲刈り、籾摺り作業等  
となっております。

2時間程度の作業から長時間作業まで、必要な時に必要な時間、さまざまな作業をサポートすることができ、費用についてはご相談ください。

農業サポーターの利用を希望の方は左記までご連絡ください。

【公益財団法人  
仙台市産業振興事業団  
新事業推進課

724・1212

## 仙台市からのお知らせ

**農作業 急がず、慌てず、  
ゆとりの操作**

「春の農作業安全を  
心がけましょう」

農業機械の普及と農業従事者の高齢化、兼業化等によつて、機械の操作ミスなどによる事故が発生しています。特にほ場から道路へ出る際には、必ずトラクターの左右ブレーキが連結されていること等を確認しましょう。

また、作業中にロータリーの詰まり等を除去する場合は、必ずエンジンを停止してから行いましょう。

【農業振興課生産振興係

214・8335】

**アグリヒロイン育成講座  
をはじめます**

農業経営の向上や農村地域の活性化に向け、次世代の女性農

業者・起業者の育成を目指し、講座を開講します。

現在、6月開講に向けて、農産物の直売や農産加工等の取り組み及び若手農業者のネットワークづくり等に役立つカリキュラムを準備中です。

ご関心のある方は左記へお問い合わせください。

【東部農業復興室復興支援係

214・7327】

**6次産業化等に関する相談窓口を設置しています**

- ・ 農産物の加工、販売
- ・ 販路拡大、飲食店開業
- ・ 加工品開発
- ・ 農商工連携(※)による新商品開発などについて、相談窓口を開設しています。

お気軽にご相談ください。

(※)農業者と商工業者が連携し、互いの経営資源を持ち寄って新商品等を開発する取り組み

【農業振興課農商工連携推進室

214・8266】

### 野菜・花き用パイプハウスの設置に助成します

野菜・花きを生産するパイプハウス設置費用の一部を助成します。

#### ◆助成内容

事業費の1/2以内、1㎡当たり2,650円限度

補助を希望される方は、左記へご相談ください。

【東部農業復興室復興支援係】

214・7327

【JA仙台中央営農センター】

289・2914

#### ◆助成内容

①補強型(間口5m以上・パイプ口径30mm以上・専用ドア付)：事業費の1/3以内、1㎡当たり2,400円限度

(再築：事業費の1/4以内、1㎡当たり1,800円限度)

②第一種施設(間口5m以上・パイプ口径20mm以上・専用ドア付)：事業費の1/3以内、1㎡当たり2,000円限度

(再築：事業費の1/4以内、1㎡当たり1,500円限度)

③第二種施設(第一種施設基準以外のもの)：事業費の1/3以内、1㎡当たり1,000円限度

(再築：事業費の1/4以内、1㎡当たり750円限度)

ただし、1農業者あたり上限500㎡/年度

今年度設置予定で補助を希望される方は、6月4日(木)までご相談ください。

【農業振興課生産振興係】

214・8335

### 特区制度を活用することで税制上の特例が受けられます

「農と食のフロンティア推進特区」の指定を受けることにより、所得税や固定資産税等の税制上の特例措置を受けられます。

平成27年3月末までに63事業者が指定を受けています。

◆対象者  
仙台東地区及び四郎丸地区の農業振興地域内において、農業やその関連事業を行う事業者

◆活用できる税制上の特例  
平成28年3月末までに機械や装置、建物などを取得した場合、法人税・所得税の特別償却または税額控除ができます。また、固定資産税が5年間免除になります。

制度や手続きの詳細は、左記へお問い合わせください。

【東部農業復興室】

農と食のプロジェクト推進係

214・7329

### ○津波被害を受けた方への助成

◆対象者  
農地に津波の被害を受けた農業者または任意組合等

①営農集団(農業者3戸以上で、代表者・規約を定めていること)

②認定農業者、認定新規就農者

③エコファーマー

◆採択基準  
津波被害を受けた農地に設置し、平成28年3月中旬までに完成するパイプハウス。間口5m以上・パイプ口径20mm以上・専用ドア付であり、設置面積が次の面積以上であること。

①営農集団 1,000㎡

②認定農業者、認定新規就農者 100㎡

③エコファーマー 100㎡

### ○それ以外の方への助成

◆対象者  
①営農集団(農業者3戸以上で、代表者・規約を定めていること)

②認定農業者・認定新規就農者(認定計画に基づく設置であること)

③エコファーマー

◆採択基準  
設置合計面積が次の面積以上であること。

①営農集団(野菜) 1,000㎡(花き) 500㎡

②認定農業者・認定新規就農者 200㎡

③エコファーマー 100㎡